

令和4年度 監督処分一覧表

R05.2.28現在

	商号又は名称	所在地	処分内容	処分年月日	(営業停止期間)	根拠法令	処分の原因となった事実
	株式会社オキトーション	沖縄市	営業の停止処分 (3日間)	令和5年1月31日	(3日間: 令和5年2月14日～16日)	建設業法第28条 第3項 (同条第2項第2 号該当)	株式会社オキトーションは、民間・公共発注の複数の工事において、建設業法(以下「法」という)第3条第1項の許可を受けずに、法第3条第1項ただし書の建設業の許可を受けず請け負える軽微な工事の範囲を超える下請工事を複数回請け負った。このことは、建設業法第28条第2項第2号に該当すると認められる。